

「2010年版 遊戯施設技術基準の解説」告示改正に伴う訂正及び正誤表

2012/6/26

印は、「平12建告第1419号」の改正(平成23年4月27日)に伴う訂正。その他は、誤植等の正誤。

箇所		誤	正
P1	下から9行目	第1(構造耐力上安全～	第2(構造耐力上安全～
	下から8行目	第2(高さが60mを～	第3(高さが60mを～
	下から7行目	第3(高さが60m以下～	第4(高さが60m以下～
	下から6行目	第4(強度検証法の～	第5(強度検証法の～
	下から5行目	第5(遊戯施設強度～	第6(遊戯施設強度～
	下から4行目	第6(周囲の人の安全～	第7(周囲の人の安全～
P2	3行目	(平12建告第1419号第2に～	(平12建告第1419号第3に～
	11行目	建設省告示	国土交通省告示
P6	枠内の下から9行目	第68条の3第6項から第8項まで	第9項
P7	11行目	なお、遊戯施設については、 本項に基づいて政令で指定 された遊戯施設はない。	(左記の文を削除)
	表中、第7条の5の 「準用の有無」欄	_	_
P8	表中、第48条	第1項～第12項	第1項～第13項
	表中、第48条の 「準用の有無」欄	_	_
	表中の第68条の10から 第68条の26までの ()内	形式適合認定、構造方法の 認定等	型式適合認定、構造方法 等の認定等
	表中の第86条の7の 波線部以下	第1項～第12項	第1項～第13項
	表中の第87条 (2箇所)	第1項～第12項	第1項～第13項
P10	第3項の解説文	自動車車庫等が指定されて いるが、遊戯施設の指定は ない。	遊戯施設については、第 四号により、同条第2項 各号に掲げる昇降機等で 第1種低層住宅専用地域 内等にあるものが指定さ れている。 (本表に添附する付1を第 3項解説文部分に貼り付 ける。)
P12	枠内21行目	索条から外れるおそれ	脱落する
P13	枠内の表中左欄2行目	各号列記以外の部分、	(左記の文を削除)
	解説文の下から2行目	令80条の2	令第80条の2

	箇所	誤	正
P17	枠内の表中 G ₁ , G ₂ , 1 , 2 の記号説明 文中のアンダーライン部 (4箇所)	走行し又は回転	走行し、又は回転 (「し」の後に句読点を追加)
	1 の記号説明文	通常の走行又は回転時	通常の走行又は回転時 (アンダーラインを付す)
P23	7行目の後	「改正 平成23年4月27日 国土交通省告示第2465号」を追加	
	平12建告示第1419号 第1 (構造耐力上安全な構造方法) の前	本表に添附する「 <u>参考資料</u> 」より、 <u>第1</u> の条文を新たに追加	
	11行目	平12建告示第1419号第1 (構造耐力上安全な構造方法)	平12建告示第1419号第2 (構造耐力上安全な構造方法)
	14行目	<u>第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)</u> 第144条	<u>第2 令第144条</u>
	15行目	安全な構造方法は、 <u>組積造</u> ~	安全な構造方法は、 <u>第1に 規程する遊戯施設以外の 遊戯施設にあっては、組 積造</u> ~
	16行目	令第36条の3から第39条	令第36条の3から <u>令第39条</u>
	18~19行目	令第40条から第42条まで、 第44条、第46条第1項及び第 2項並びに第47条に規定する ~	令第40条から <u>令第42条ま で、令第44条、令第46条 第1項及び第2項並びに令 第47条に規定する</u> ~
	下から9行目	<u>第1</u>	<u>第2</u>
	下から6~7行目	第38条(基礎)及び第39条~	令第38条(基礎)及び <u>令第 39条</u> ~
下から2行目	第1第一号	第2第一号	
P24	7行目	第1第二号	第2第二号
	12行目	第1第三号	第2第三号
	15行目	第1第四号	第2第四号
	18行目	第1第五号	第2第五号
	25行目	第1第六号	第2第六号
	下から14行目(3箇所)	平13 <u>国交告示</u>	平13 <u>国交告</u>
	下から9行目	平12建告第1419号第2	平12建告第1419号第3
	下から7~8行目	第2 令第144条 <u>第一号口に 規定する遊戯施設のうち高 さが60m を超えるものの構 造計算の基準は</u> ~	第3 令第144条第1項第 一号口の <u>国土交通大臣が 定める基準は</u> ~

	箇所	誤	正
P24	下から4行目	第 <u>2</u>	第 <u>3</u>
P25	1行目	令第 <u>81</u> 条の <u>2</u> において	令第 <u>81</u> 条第 <u>1</u> 項第 <u>4</u> 号
	16行目	平12建告第1419号第 <u>3</u>	平12建告第1419号第 <u>4</u>
P25	17～18行目	第 <u>3</u> 令第144条第1項第一号ハ(1)に規定する遊戯施設のうち高さが60m 以下のものの構造計算の基準は～	第 <u>4</u> 令第144条第1項第一号ハ(1)の国土交通大臣が定める基準は～
P27	枠内の表の下から2行目の中欄及び右欄	脆性金属	ぜい脆性金属
	13行目	第 <u>3</u> 第1項第一号	第 <u>4</u> 第1項第一号
	14行目	第 <u>3</u> 第1項は高さ～	第 <u>4</u> 第1項は高さ～
	17行目	第 <u>3</u> 第1項第二号	第 <u>4</u> 第1項第二号
P28	4～5行目	(第 <u>3</u> 第2項第4号解説参照)	(第 <u>4</u> 第2項第4号解説参照)
	6行目	第 <u>3</u> 第2項	第 <u>4</u> 第2項
	8行目	第 <u>3</u> 第2項第一号	第 <u>4</u> 第2項第一号
	13行目	第 <u>3</u> 第2項第二号	第 <u>4</u> 第2項第二号
	21行目	第 <u>3</u> 第2項第三号	第 <u>4</u> 第2項第三号
	下から8行目	第 <u>3</u> 第2項第四号	第 <u>4</u> 第2項第四号
	下から4行目	第 <u>3</u> 第2項第五号	第 <u>4</u> 第2項第五号
P29	2行目	第 <u>3</u> 第3項	第 <u>4</u> 第3項
P30	1行目	平12建告第1419号第 <u>4</u>	平12建告第1419号第 <u>5</u>
	2行目	第 <u>4</u>	第 <u>5</u>
	12行目	平12建告第1419号第 <u>5</u>	平12建告第1419号第 <u>6</u>
	13行目	第 <u>5</u>	第 <u>6</u>
	下の枠内12行目	第144条第 <u>2</u> 号において	第 <u>2</u> 項
P31	下から11行目	第 <u>5</u>	第 <u>6</u>
	下から9行目	第 <u>5</u> 第一号	第 <u>6</u> 第一号
P32	4行目	第 <u>4</u> 第二号	第 <u>6</u> 第二号
	15行目	第 <u>5</u> 第三号	第 <u>6</u> 第三号
P35	11行目	第 <u>5</u> 第四号	第 <u>6</u> 第四号
P36	1行目	平12年建告第1419号第 <u>6</u>	平12年建告示第1419号第 <u>7</u>
	枠内1行目	第 <u>6</u>	第 <u>7</u>
	枠内下から2,5,7行目	付則	附則
	下から3行目	第 <u>6</u>	第 <u>7</u>
P37	1行目	第 <u>6</u> 第一号	第 <u>7</u> 第一号
	4行目	第 <u>6</u> 第二号	第 <u>7</u> 第二号

箇所		誤	正
P37	8行目	第6第三号	第7第三号
	14行目	第6第四号	第7第四号
	下から13行目	第6第五号	第7第五号
	下から9行目	第6第六号	第7第六号
P38	別表(一)項	勾配が	勾配が
P41	表中(一)項 一般名称欄	飛行搭	飛行塔
	表中(一)項 固有名名称欄	遠心式飛行搭	遠心式飛行塔
	表中(二)項 固有名名称欄	スペースボード スペースモーターカー	スペースボード スペースモーターカー
	表中(六)項 固有名名称欄	アラビアンカーベツト オクトパス	アラビアンカーベツト オクトパス
P45	表中 一般名称欄	直線型ウォーター スライド、	直線型ウォーター スライド(句読点を削除)
P54	5行目	平12建告第1419号第2による～	平12建告第1419号第3による～
	黒枠内	枠内全文	H19年の改正前後の条文が混在しているため、全文差し替え (本表に添附する付2を黒枠部分に貼り付ける。)
P56	8行目	平12建告第1419第2で～	平12建告第1419第3で～
P60	16行目	乗客が容易に解放できない	開放
P66	枠の下1行目	令第144条第2項令で準用	令第144条第2項で準用
P76	法第33条の解説文3行目	平成12年告示	平12建告
P77	枠内5行目	- 2003 に適合する	- 2003 に規定する外部雷保護システムに適合する
	枠内7,9行目	付則	附則
	解説文下から9行目	付則2において	附則2において
P91	枠内下から2,4,6行目	付則	附則
P120	17行目	1.3.3式より	1.5.3式より
	19行目	1.3.3式及び1.3.4式より	1.5.3式及び1.5.4式より
P121	18行目	1.3.4式及び1.3.5式と同様に	1.5.4式及び1.5.5式と同様に
P142	中頃「両振りねじり切り欠き係数」の式	$\alpha = 1 + \frac{1}{2} + \frac{1}{3} + \frac{1}{4} + \frac{1}{5}$	「 $\frac{1}{5}$ 」を削除

箇所		誤	正
P144	下から13行目	表1.3.14	表1.5.14
P148	下から2行目	図1.5.28並びに図1.5.30	図1.5.26並びに図1.5.27
P150	上から9行目の式	$= 1 + \frac{1 \cdot 2 \cdot 3 \cdot 4}{5}$	「 $\cdot 5$ 」を削除
	表1.5.21	表ダブリ	ダブリのため一つ削除
P151	下から15行目	$\max < \underline{261} = w$ [曲げ]	$\max < \underline{194} = w$ [曲げ]
P161	下から8行目	$= \underline{2.21}$	$= \underline{2.21}$ (G)
	下から3行目	$= \underline{1.06}$	$= \underline{1.06}$ (G)
P162	図1.7.4の下4行目	表1.4.13より、	表1.5.13より、
P163	5行目	図1.4.23より	図1.5.25より
	6行目	図2.1.25より	図1.5.26より
	7行目	図1.4.28において、	図1.5.30において、
P277	3行目	建築基準法第 87 条の 2 (建築設備への準用) …… 279 同 第 18 条 (国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特用語の定義) …… 279	建築基準法第 6 条 (建築物の建築等に関する申請及び確認) …… 279
P279	2行目以降	2.1 項 全体	2.1 項の見出し以降全体差し替え (本表に添附する付3を貼り付ける。)
P280	1～13行目	～	(～のほかに解説文を追加) (2.2 項見出しの上の解説文の部分に、本表に添附する付4の解説文を貼り付ける。)
	下から4～3行目	法第 88 条第 1 項において準用する法第 87 条の 2 の規定により、法第 7 条の規定に	法第 88 条第 1 項において準用する法第 7 条の規定に (アンダーライン部を削除)
P282	13行目	令第 136 条の 2 の <u>12</u> 年で	令第 136 条の 2 の <u>12</u> で (年の文字を抹消)
P284	図2.3.1	図の一部	図2.3.1に本表に添附する付5を貼り付ける。

箇所		誤	正
P305	黒枠内2行目	<u>300 円</u> 以下の	<u>300 万円</u> 以下の
P308	表2.6.1中法第98条第1項第1号	・ <u>第10条</u> （保安上危険な建築物等に対する措置）前段	、 <u>第10項</u> （保安上危険な建築物等に対する措置）前段
P309	4行目 第1項第四号	<u>第9条</u> ・ <u>第10条</u> （保安上危険な建築物等に対する措置） <u>第1項後段</u> 、第2項、第3項	<u>第9条第10項後段</u> ・ <u>第10条</u> （保安上危険な建築物等に対する措置）、第2項、第3項 (アンダーライン部を削除)
P311	13行目	<u>3.4</u> 国土交通省通達類	<u>3.5</u> 国土交通省通達類
P351	1行目（見出し）	<u>3.4</u> 国土交通省通達類	<u>3.5</u> 国土交通省通達類

第 3 項

法第 88 条第 2 項 の規定に基づき、遊戯施設については、第四号により、同条第 2 項各号に掲げる昇降機等で第 1 種低層住宅専用地域内等にあるものが指定されている。

[付 4 P280 黒枠の上の解説文部分への貼り付け用]

高所より飛び降りスリルを楽しむもの [例] バンジージャンプ
ゴムなどの張力を利用するもの [例] 逆バンジージャンプ
自ら運転操作し、路面を走行する乗物 [例] ゴーカー
座席部分が映像に合わせて擬似的運動をする施設 [例] シミュレーションマシン
極めて遅い速度で上下運動や走行をする遊具
[例] 百貨店の屋上広場等に置かれているもの
熱気球を利用し、乗客をゴンドラに乗せ高所へ運ぶ乗物
勾配を利用し、滑走する乗物 [例] 冬季スポーツのリージュ等に類似したもの

第 4 項は確認審査期間を定めた規定で、第 88 条において、第 6 条の準用にあたり、「第 1 項及び第 4 項は、昇降機等については、第 1 項一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る」とされているので、遊戯施設の審査期間は 35 日以内となる。なお、指定確認検査機関における審査期間は、各機関が独自に定めている。

平12建告第1419号第3による読み替え

(____部分が読み替え部分)

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第81条第1項第四号の規定に基づき、超高層工作物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

建築基準法施行令(以下「令」という。)第81条第1項第四号に規定する超高層工作物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 工作物の各部分の固定荷重及び積載荷重その他の実況に応じた荷重及び外力(令第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における積雪荷重を含む。)により工作物の構造耐力上主要な部分に損傷を生じないことを確かめること。

二 工作物に作用する積雪荷重について次に定める方法による構造計算を行うこと。

イ 令第86条に規定する方法によって工作物に作用する積雪荷重を計算すること。ただし、特別な調査又は研究により当該工作物の存する区域における50年再現期待値(年超過確率が2%に相当する値をいう。)を求めた場合においては、当該値とすることができる。

ロ イの規定によって計算した積雪荷重によって、工作物の構造耐力上主要な部分に損傷を生じないことを確かめること。

ハ (適用せず。略)

ニ イから八までに規定する構造計算は、融雪装置その他積雪荷重を軽減するための措置を講じた場合には、その効果を考慮して積雪荷重を低減することができるものとする。この場合において、その出入口又はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示すること。

三 工作物に作用する風圧力について次に定める方法による構造計算を行うこと。この場合において、水平面内の風向と直交する方向及びねじれ方向の工作物の振動並びに屋根面においては鉛直方向の振動を適切に考慮すること。

イ 地上10mにおける平均風速が令第87条第2項の規定に従って地表面粗度区分を考慮して求めた数値以上である暴風によって、工作物の構造耐力上主要な部分(工作物の運動エネルギーを吸収するために設けられた部材であって、疲労、履歴及び減衰に関する特性が明らかであり、ロに規定する暴風及び第四号ハに規定する地震動に対して所定の性能を発揮することが確かめられたもの(以下「制振部材」という。))を除く。に損傷を生じないことを確かめること。

ロ (適用せず。略)

四 工作物に作用する地震力について次に定める方法による構造計算を行うこと。ただし、地震の作用による工作物への影響が暴風、積雪その他の地震以外の荷重及び外力の作用による影響に比べ小さいことが確かめられた場合にあっては、この限りでない。この場合において、工作物の規模及び形態に応じた上下方向の地震動、当該地震動に直交する方向の水平動、地震動の位相差及び鉛直方向の荷重に対する水平方向の変形の影響等を適切に考慮すること。

イ 工作物に水平方向に作用する地震動は、次に定めるところによること。敷地の周辺における断層、震源からの距離その他地震動に対する影響及び工作物への効果を適切に考慮して定める場合においては、この限りでない。

(1) 解放工学的基盤(表層地盤による影響を受けないものとした工学的基盤(地下深所にあって十分な層厚と剛性を有し、せん断波速度が約400m毎秒以上の地盤をいう。))における加速度応答スペクトル(地震時に工作物に生ずる加速度の周期ごとの特性を表

2 . 1 建築確認

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

法第 6 条(抄) 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定(この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。)その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令【令第9条】で定めるものをいう。以下同じ。)に適合するものであることについて、確認の申請書【施行規則第1条の3】を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更(国土交通省令【施行規則第3条の2】で定める軽微な変更を除く。)をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一 ~ 四 (略)

2 (略)

3 (準用せず)

4 建築主事は、第 1 項の申請書を受理した場合には、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から 35 日以内に、(中略)申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し【平19国交告第835号】、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

5 ~ 12 (準用せず)

13 ~ 15 (略)

第 1 編の令第 138 条の解説に記述する遊戯施設として対象となる設備を設置する場合には、あらかじめ建築主事又は指定確認検査機関に確認申請を行い、確認済証の交付を受けた後、工事に着手することができる。

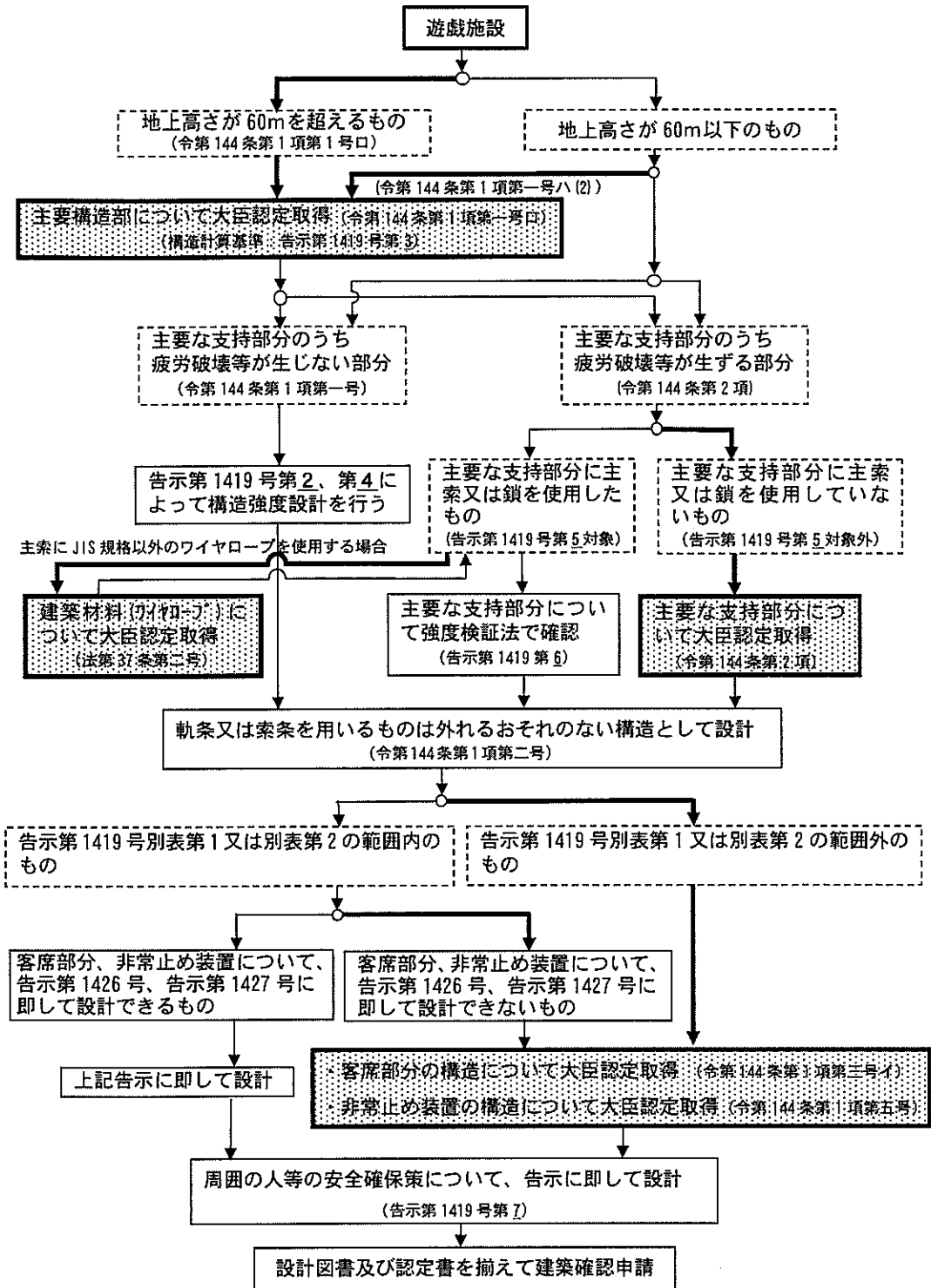
遊戯施設は、建築物内に設置する場合、屋上に設置する場合及び敷地内に単独に設置する場合等があるが、いずれの場合も法第 88 条第 1 項(第 1 編参照)において準用する法第 6 条第 1 項又は法第 6 条の 2 の規定(第 3 編参照)による確認申請を行う。また、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に設置する場合及びその敷地内に遊戯施設を設置する場合は、同じく法第 88 条第 1 項において準用する第 18 条第 2 項による計画通知を行う。

なお、以下のものは確認の対象として扱われていない。

確認の対象外の扱いとするもの

一般に、動力を用いず比較的軽微な運動をするものを遊具と呼称している。例えば、児童公園などに設置するブランコ、滑り台等が遊具に該当し、建築確認の対象から除外されている。

また、次に挙げるものを遊戯施設の確認対象外としている。



注) 図中の告示番号は平成12年建設省告示の番号を示す。

図 2.3.1 遊戯施設の確認までのフロー

[参考資料 建築基準法告示改正に伴う新旧条文比較表 (抜粋)]

下表の通り、平成23年4月27日国土交通省告示第431号により、平12建告第1419号が改正されました。改正箇所は、以下の比較表にてご確認ください。

【平成12年5月31日建設省告示第1419号】 附則（平23国告第431号）平成23年5月1日 施行
 遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件
 （ ____部分：改正箇所）

新	旧
<p><u>第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第144条第1項第一号イに規定する構造耐力上安全な構造方法は、同号ロ又はハの規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いる遊戯施設にあっては、組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造以外の構造で、令第36条の3、令第37条、令第38条第1項、第5項及び第6項並びに令第39条第1項の規定によるほか、次に掲げる基準に適合したものとす。</u></p> <p><u>一 主要な支持部分のうち木造の部分にあっては、令第41条に規定する基準</u></p> <p><u>二 主要な支持部分のうち鉄骨造の部分にあっては、令第70条に規定する基準</u></p> <p><u>三 主要な支持部分のうち鉄筋コンクリート造の部分にあっては、令第72条、令第74条から令第76条まで及び令第79条に規定する基準</u></p> <p><u>四 主要な支持部分のうち鉄骨鉄筋コンクリート造の部分にあっては、令第79条の3並びに令第79条の4において準用する令第72条、令第74条から令第76条まで及び令第79条に規定する基準</u></p> <p><u>五 主要な支持部分のうち令第80条の2の規定に基づき国土交通大臣が安全上必要な技術的基準を定めたものにあっては、その技術的基準（国土交通大臣が耐久性等関係規定として指定するものに限る。）</u></p> <p><u>六 主要な支持部分のうち繊維強化プラスチックその他これに類する材料は、軌道（軌道を支える部分を除く。）で摩損又は疲労破壊が生じにくい部分に限り用いるものとし、厚さがおおむね5mm以上のものを用いること。</u></p>	
<p><u>第2 令第144条第1項第一号イに規定する構造耐力上安全な構造方法は第1に規定する遊戯施設以外の遊戯施設にあっては、組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造以外の構造で、令第36条の3から令第39条までの規定によるほか、次に掲げる基準に適合したものとす。</u></p>	<p><u>第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第144条第1項第一号イに規定する構造耐力上安全な構造方法は、組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造以外の構造で、令第36条の3から第39条までの規定によるほか、次に掲げる基準に適合したものとす。</u></p>

新	旧
<p>一 主要な支持部分のうち木造の部分にあっては、<u>令第40条から令第42条まで、令第44条、令第46条第1項及び第2項並びに令第47条</u>に規定する基準</p> <p>二 主要な支持部分のうち鉄骨造の部分にあっては、令第3章第5節に規定する基準</p> <p>三 主要な支持部分のうち鉄筋コンクリート造の部分にあっては、令第3章第6節に規定する基準</p> <p>四 主要な支持部分のうち鉄骨鉄筋コンクリート造の部分にあっては、令第3章第6節の2に規定する基準</p> <p>五 主要な支持部分のうち令第80条の2の規定に基づき建設大臣が安全上必要な技術的基準を定めたものにあつては、その技術的基準</p> <p>六 主要な支持部分のうち繊維強化プラスチックその他これに類する材料は、軌道（軌道を支える部分を除く。）で摩損又は疲労破壊が生じにくい部分に限り用いるものとし、厚さがおおむね5mm以上のものを用いること。</p>	<p>一 主要な支持部分のうち木造の部分にあっては、令第40条から<u>第42条まで、第44条、第46条第1項及び第2項並びに第47条</u>に規定する基準</p> <p>二 主要な支持部分のうち鉄骨造の部分にあっては、令第3章第5節に規定する基準</p> <p>三 主要な支持部分のうち鉄筋コンクリート造の部分にあっては、令第3章第6節に規定する基準</p> <p>四 主要な支持部分のうち鉄骨鉄筋コンクリート造の部分にあっては、令第3章第6節の2に規定する基準</p> <p>五 主要な支持部分のうち令第80条の2の規定に基づき建設大臣が安全上必要な技術的基準を定めたものにあつては、その技術的基準</p> <p>六 主要な支持部分のうち繊維強化プラスチックその他これに類する材料は、軌道（軌道を支える部分を除く。）で摩損又は疲労破壊が生じにくい部分に限り用いるものとし、厚さがおおむね5mm以上のものを用いること。</p>
<p><u>第3 令第144条第1項第一号口の国土交通大臣が定める基準</u>は、平成12年建設省告示第1461号（第二号八、第三号口及び第八号を除く。）に掲げる基準によることとする。この場合において、当該各号中「建築物」とあるのは、「工作物」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>第2 令第144条第一号口に規定する遊戯施設のうち高さが60mを超えるものの構造計算の基準</u>は、平成12年建設省告示第1461号（第二号八、第三号口及び第八号を除く。）に掲げる基準によることとする。この場合において、当該各号中「建築物」とあるのは、「工作物」と読み替えるものとする。</p>
<p><u>第4 令第144条第1項第一号八の国土交通大臣が定める基準</u>は、次のとおりとする。</p> <p>（略）</p>	<p><u>第3 令第144条第1項第一号八に規定する遊戯施設のうち高さが60m以下のものの構造計算の基準</u>は、次のとおりとする。</p> <p>（略）</p>
<p><u>第5 令第144条第2項において準用する第129条の4第1項第二号の遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設は、客席部分を鎖で吊る遊戯施設及び客席部分を支える主要な支持部分を主索又は鎖で吊る遊戯施設とする。</u></p>	<p><u>第4 令第144条第2項において準用する第129条の4第1項第二号の遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設は、客席部分を鎖で吊る遊戯施設及び客席部分を支える主要な支持部分を主索又は鎖で吊る遊戯施設とする。</u></p>
<p><u>第6 遊戯施設強度検証法については、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>（略）</p>	<p><u>第5 遊戯施設強度検証法については、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>（略）</p>
<p><u>第7 令第144条第1項第六号に規定する当該遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法は、次のとおりとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p><u>第6 令第144条第1項第六号に規定する当該遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法は、次のとおりとする。</u></p> <p>（略）</p>